

事務所通信(号外)

平成 23 年度 税制改正(確認済)について

平成 23 年 11 月 吉日
税理士法人 AKJパートナーズ

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」について、平成 23 年 6 月 10 日に国会に提出され、同月 22 日成立、同月 30 日に公布及び施行(別段の定めがあるものを除く)されました。

以下では、主な改正の内容につきまして、簡単にご説明しております。詳細につきましては、弊所担当者までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。なお、現在も平成 23 年度税制改正の一部が継続審議となっています。復興税制とも併せ確定しましたら適時ご報告申し上げます。

【法人税関係】

I. 中小企業者等の軽減税率の特例の延長

中小企業者等^(注)の各事業年度の所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の軽減税率 18%の特例を 1 年間延長し、平成 24 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度につき適用する。

(注)中小企業者等とは、以下のような法人をいう。
普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額が 1 億円以下であるもの。
(資本金の額が 5 億円以上の法人の 100%子会社、相互会社等、及び相互会社等の 100%子会社を除く。)

II. 雇用促進税制(雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度)の創設

青色申告書を提出する事業者で当期及び前期において離職者がいないことにつき証明がされたものが、基準雇用者数が 5 人以上(中小企業者等については、2 人以上)及び基準雇用者割合が 10/100 以上であることにつき証明がされ、かつ、給与等支給額が比較給与等支給額以上である事業年度において一定の事業を行っている場合には、20 万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとする。ただし、当期の税額の 10/100(中小企業者等については、20/100)相当額を限度とする。制度の詳細については、下記国税庁の HP を参照されたい。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2011/pdf/02.pdf

☞ **平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において適用。**
個人事業者においては、平成 24 年分以後の所得税において適用する。

III. 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例の延長

(青色申告書を提出する個人事業者も同様。)

平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、税額控除限度額をその事業年度の法人税額の「30%相当額」としていた特例措置を 1 年間延長し、平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度につき適用する。

IV. 特定資産の買換えの特例の適用期限の延長(所得税も同様。)

特定地域内にある事業用の土地、建物等の買換えの特例については、その適用期限を3年間延長し、平成26年3月31日までの譲渡について適用する。

(注) 土地流動化促進等のための買換え(土地等、建物等で、所有期間が10年超のものの買換え)については、平成23年12月31日までの譲渡について適用する。

V. グループ法人税制の一部見直し

1. 株式評価損の計上要件の見直し

100%グループ内の他の内国法人が清算中である場合、解散が見込まれる場合又はそのグループ内で適格合併により解散することが見込まれる場合には、その株式について評価損を計上しないこととする。

☞ **平成23年6月30日以後に行う評価替換え等について適用する。**

2. 資本金の額が1億円以下の法人に係る制度の適用制限

資本金の額が1億円以下の法人に係る次の制度については、100%グループ内の複数の大法人(資本金の額が5億円以上の法人又は相互会社等)に発行済株式の全部を保有されている法人には適用しない。

- ① 中小企業者等の軽減税率
- ② 特定同族会社の特別税率の不適用
- ③ 貸倒引当金の法定繰入率
- ④ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
- ⑤ 欠損金の繰戻による還付制度
- ⑥ 貸倒引当金の中小法人の特例
- ⑦ 青色欠損金の繰越控除制度の中小法人の特例

☞ **平成23年4月1日以後開始する事業年度(平成23年6月30日前に終了する事業年度を除く)から適用する。**

VI. エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設(所得税も同様。)

青色申告書を提出する法人が、エネルギー起源CO₂排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をし、その取得の日から1年以内に国内にある事業の用に供した場合には、その設備等の取得価額の30%相当額の特別償却ができることとする。

なお、中小企業者等については取得価額の7%相当額の特別税額控除との選択適用が可能。特別税額控除額は当期の税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越ができることとする。

☞ **平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間に取得される設備等に適用する。**

Ⅶ. 中間納付制度の見直し

仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の6/12を超える場合には、仮決算による中間申告書を提出できないこととする。

【金融証券税制】

Ⅰ. 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限の延長

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%の軽減税率(所得税7%、住民税3%)の適用期限を2年延長し、平成25年12月31日までとする。

Ⅱ. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の施行日の延長

下記の適用要件を満たす配当、譲渡益については、所得税を課さない。また、譲渡損については、ないものとみなす。

- ① 平成26年から平成28年までの間に開設した非課税口座^(注)において管理されている上場株式等に係る配当、譲渡損益であること。ただし、年間1人1口座まで。
- ② 各年、新規投資額の合計額が100万円を超えない範囲のものであること。
- ③ 非課税口座の開設の日から同日の属する年の1月1日以後10年を経過する日までの間に支払を受けるべき配当、またはその期間内に譲渡した上場株式等の譲渡損益であること。

(注)非課税口座とは、非課税措置の適用を受けるために一定の手続により金融証券取引業者等の営業所に設定された、上場株式等の振替口座簿への記載等に係る口座をいう。

Ⅲ. 大口株主等が支払を受ける配当等の要件の見直し

上場株式等に係る配当所得の分離課税等の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式数の総数等に占める割合を3/100に引き下げる。(現行:5/100)

☞ **平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用する。**

【資産税関係】

Ⅰ. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の拡充

①直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置、②特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例措置の制度において、適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等(住宅取得等資金の贈与を受けた翌年3月15日までに行われるものに限る)に先行してその敷地の用に供される土地等を取得する場合における当該土地等の取得の為の資金が追加される。

☞ **平成23年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金にかかる贈与税について適用する。**

【消費税関係】

Ⅰ. 免税事業者の要件の見直し

現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、以下に該当する事業者は、免

税点制度を適用しないこととする。

- ① 個人事業者で、その年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高が1,000万円を超える事業者。
- ② 法人で、その事業年度の前事業年度(7月以下であるものその他一定のものを除く)開始の日から6月間の課税売上高が1,000万円を超える事業者。
- ③ 法人のその事業年度の前事業年度が7月以下の場合で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度があるときは、当該前々事業年度の開始の日から6月間の課税売上高が1,000万円を超える事業者。(当該前々事業年度が6月以下の場合は、当該前々事業年度の課税売上高が1,000万円を超える事業者。)

なお、上記規定を適用する場合においては、課税売上高の金額に代えて事業者が所得税法に規定する支払明細書に記載すべき給与等の支払額の金額を用いることができる。

☞ **上記のその年又はその事業年度が平成25年1月1日以後に開始するものより適用する。**

II. 仕入税額の全額控除制度の適用制限

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる消費税の制度については、その課税期間の課税売上高が5億円(その課税期間が1年に満たない場合には年換算)以下の事業者に限り適用する。

☞ **平成24年4月1日以後に開始する課税期間より適用する。**

III. 「仕入税額控除に関する明細書」の提出の義務化

消費税の還付申告書へ「仕入税額控除に関する明細書」の添付を義務化する。

☞ **平成24年4月1日以後に提出する還付申告書について適用する。**

■ 詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。

税理士法人AKJパートナーズ (Tokyo office)			
*住所 〒105-6027 東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー27F	(代表社員)	公認会計士・税理士	山本 成男
*電話番号 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481	(社員)	公認会計士・税理士 税理士	吉村 史明 藤田 学
(Tsukuba office)			
*住所 〒305-0822 茨城県つくば市坊間研究学園D6街区8画地 研究学園スクウェアビル9F	(保有資格)	公認会計士	6名
*電話番号 029(868)7033/(FAX) 029(868)7034		公認内部監査人	1名
(事務所URL) http://www.akj-partners.com/		税理士	8名
(主たる業務) 連結納税、組織再編税制		公認会計士協会準会員	1名
ストック・オプション設計-評価		社会保険労務士	2名
BPR/BPO、株式公開支援		宅地建物取引主任者	4名
事業再生アドバイザー等		AFP・税理士科目合格者	6名
(設立) 平成22年7月			人員総数28名(うち女性14名)
(関連会社) 公認会計士AKJパートナーズ共同事務所 株式会社AKJパートナーズ			